

認証の詳細

<衝撃緩和帽>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限 (ロット認証と共通)

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

表 11 : ロット認証の申請手数料

表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認によるSGマーク表示の場合

表 1：製造設備基準

| 製造設備 | 技術上の基準 |
|--|--------------------------------------|
| 1. 原材料の配合設備 | 1. 衝撃緩和材となる硬質な素材の原材料を適切に計量し、混合できること。 |
| 2. 成形設備 | 2. 衝撃緩和材となる硬質な素材を適切に成形できること。 |
| 3. 裁断加工設備 | 3. 適切に裁断加工ができること。 |
| 4. 穴加工設備 | 4. 適切に穴加工ができること。 |
| 5. 縫製設備 | 5. 適切に縫製ができること。 |
| 6. 組立設備 | 6. 適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。 |
| <p>1～6は当該製造工程を有する場合に限る。</p> <p>なお、製造することが適切であると製品安全協会が認める者から当該部品・製品の供給を受ける者であって、製品安全協会が認める者は、当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。</p> | |

表 2 : 検査設備基準

| 検査設備 | 技術上の基準 |
|---------------|--|
| 1. 外観及び構造試験設備 | 1. 衝撃緩和帽の頭周サイズを測定するもの（650mm まで測定できるハットサイズリング又は巻尺）、衝撃緩和材の保護範囲等の測定用ノギス（100mm まで測定できるもの）又はこれらと同等以上の性能を有するものを備えていること。 |
| 2. 衝撃緩和性試験設備 | <p>2. 次の設備又はそれらと同等以上の性能を有するものを備えていること。（1）又は（2）</p> <p>(1) ・衝突面の片側が平面でもう片側が曲面で下側の受台に荷重計（5,000N まで測定できるもの）がついているもの ただし、曲面側の曲率半径は 44～50 mm とする。 ・上から自由落下させるストライカー：質量 3kg のもの ・落下高さを設定できるもの</p> <p>(2) ・衝突面の片側が平面でもう片側が曲面で下側に人頭模型があり荷重計（16.0KN 以上まで測定できるもの）がついているもの なお、人頭模型は、JIS T8131：2015「産業用ヘルメット」6.3 人頭模型に従う ・上から自由落下させる平面形ストライカー：質量 5kg のもの ・落下高さを設定できるもの</p> |
| 3. 耐貫通性試験設備 | 3. 次の設備又はそれらと同等以上の性能を有するものを備えていること。 |
| 4. 洗濯処理設備 | 4. JIS L1930「繊維製品の家庭洗濯試験方法」に従った洗濯ができる設備 |

| | |
|---|--|
| <p>ただし、衝撃緩和性試験、耐貫通性試験、洗濯処理の状況により試験又は処理することが適切であると製品安全協会が認める者に定期的に当該試験を行わせている者であって、製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p> | |
|---|--|

表3：型式区分（ロット認証と共通）

| 要素 | 区分 |
|-------------|--|
| 衝撃緩和帽の用途 | (1) A型：1～6歳 (2) B型：6～12歳 (3) C型：13歳以上 (4) H型：年齢は問わない |
| 衝撃緩和帽の形状 | (1) キャップ型 *1 (2) ハット型 *1 (3) インナーキャップ型（他の帽子の中に入れて使用するもの） |
| 衝撃緩和材の保護範囲 | (1) 全部保護型：衝撃緩和材が、衝撃緩和帽の耳介の付け根より上部をすべて覆っているもの（頭周部+頭頂部全体） (2) 頭周部保護型：衝撃緩和材が、衝撃緩和帽の耳介の付け根より上部の特定範囲までを覆っているが、それより上部を覆っていないもの（頭周部のみ） |
| 衝撃緩和材の素材・形状 | (1) 硬質な素材が入っていないシート型のもの (2) 硬質な素材が入っていないビーズ型のもの (3) 硬質な素材が入ったもの（形状問わず） (4) その他のもの |
| 洗濯の可否 | (1) 洗濯可能のもの（部分的に洗濯できるものを含む） (2) 洗濯不可のもの |

*1：衝撃緩和材が脱着できるものを含む。

表 4 : 型式確認申請手数料

| 申請窓口 | 手数料 | 振込先 |
|--------|---|---|
| 製品安全協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手数料 5,500 円/型式 (税抜 5,000 円/型式) ※ 外国からの送金の場合は、税抜の手数料です。 | 三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT |
| 委託検査機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 一般財団法人 日本文化用品安全試験所 ・ 型式確認試験手数料 (全型式) 52,800 円 (税抜 48,000 円) ※ SG 基準の規定項目 3(2)衝撃緩和性(H型)、4.対貫通性、5.材料については、第三者検査機関による試験証明書等による確認とする。 | 委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。 なお、委託検査機関に検査試料を送付する際は、型式確認申請の表紙のコピーを同封して下さい。 ※洗濯できるものにあつては衝撃緩和性試験での前処理に別途費用がかかる場合があります。 ※材料試験 (皮膚への影響) は第三者検査機関による試験証明書等が必要です。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 一般財団法人 ポーケン品質評価機構 ・ 型式確認試験手数料 (H型を除く) 45,760 円 (税抜 41,600 円) | |

・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

| 名称 | 送付先 | 検査試料の数 |
|------------|---|--------|
| 型式確認試験の申込先 | ◆一般財団法人 日本文化用品安全試験所 ＜大阪事業所＞ 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072 (968) 2226 FAX. 072 (968) 2221 | 1 個／型式 |
| | ◆一般財団法人 ボーケン品質評価機構 ＜生活用品試験センター＞ 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 電話 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126 | |

表 6 : 型式確認試験の有効期限

| |
|------------|
| 適合日より 3 年間 |
|------------|

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

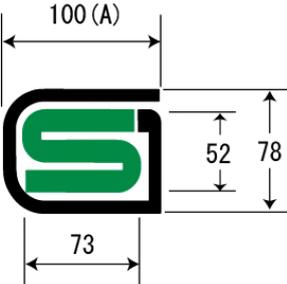
| 表示方式 | 表示方法 |
|-------------|---|
| <p>自社表示</p> | <p>製品本体の表面又は裏面（タグ等を含む）に図 1 に示す SG マークを印刷、刻印又は押印します。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 1 本体への自社表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寸法：A を 100 としたときの比率で表しており、A は 5.0mm 以上 50.0mm 以下です。（消費者に SG マークであることが確認できる大きさとして） ・ 色彩：協会の表示要領に定める色彩又は単色とする。 <p>※ 図 1 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>表示を行うためには、Web からログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。なお、申請時には表示数量の記録（発注伝票、生産記録等）を PDF で添付してください。</p> <p>申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p> |

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

| 申請窓口 | 手数料 | 振込先 |
|--------|--|--|
| 製品安全協会 | <p>22 円/個（税抜 20 円/個）</p> <p>※ SG ラベルの送付先が外国の場合には、別途送料が必要です。</p> <p>※ 外国からの送金の場合には、税抜の手数料</p> | <p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会</p> |

| | | |
|--|------------|--|
| | <p>です。</p> | <p>MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p> |
|--|------------|--|

表9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限 (ロット認証と共通)

| |
|-----------------|
| <p>購入日より3年間</p> |
|-----------------|

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

委託検査機関は選択可能です。

| 名称 | 送付先 | 検査試料の数 |
|-----------|---|--------|
| ロット認証の申込先 | ◆一般財団法人 日本文化用品安全試験所 ＜大阪事業所＞ 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072(968)2226 FAX. 072(968)2221 | 1 個／型式 |
| | ◆一般財団法人 ボーケン品質評価機構 ＜生活用品試験センター＞ 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 電話 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126 | |

表 1 1 : ロット認証申請手数料

| 窓口 | 手数料 | 振込先、備考 |
|-------------------|---|--|
| 一般財団法人日本文化用品安全試験所 | <p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） （全型式） 52,800 円（税抜 48,000 円）</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③） ① 22 円/個（税抜 20 円/個） ② ロットの大きさ毎の額 1,600 以下 : 7,700 円（税抜 7,000 円） 1,601~6,500 : 12,100 円（税抜 11,000 円） 6,501~16,000 : 16,500 円（税抜 15,000 円） 16,001~25,000 : 20,900 円（税抜 19,000 円） 25,001~40,000 : 37,400 円（税抜 34,000 円） ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p> | <p>委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。</p> <p>※SG 基準の規定項目 3(2) 衝撃緩和性（H 型）、4. 対貫通性、5. 材料については、第三者検査機関による試験証明書等による確認とする。</p> |
| 一般財団法人ポークン品質評価機構 | <p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） （H 型を除く） 45,760 円（税抜 41,600 円）</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③） ① 22 円/個（税抜 20 円/個） ② ロットの大きさ毎の額 1,600 以下 : 24,200 円（税抜 22,000 円） 1,601~6,500 : 33,000 円（税抜 30,000 円） 6,501~16,000 : 50,600 円（税抜 46,000 円） 16,001~25,000 : 68,200 円（税抜 62,000 円） 25,001~40,000 : 103,400 円（税抜 94,000 円） ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p> | <p>委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。</p> |

・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

| 表示方式 | 表示方法 |
|-------------|---|
| <p>自社表示</p> | <p>製品本体の表面又は裏面（タグ等を含む）に図 1 に示す SG マークを印刷、刻印又は押印します。</p> <div data-bbox="774 533 1066 824" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 1 本体への自社表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寸法：A を 1 0 0 としたときの比率で表しており、A は 5. 0mm 以上 50. 0mm 以下です。（消費者に SG マークであることが確認できる大きさとしてします） ・ 色彩：協会の表示要領に定める色彩又は単色とする。 <p>※ 図 1 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>自社表示する場合、SG マーク使用規程（ロット認証自社印刷事業者用）第 4 条に記載の情報が必要となりますので、電子ファイルでご準備をお願いします。</p> <p>なお、Web でのロット申請時に表示数量の記録（発注伝票、生産記録等）を PDF で添付してください。</p> |

【作成・改正履歴】

2021/6/1：新規作成

2023/12/5：表示方式の変更

2024/2/1：基準改正、ロットを形成する数量の変更等に伴う見直し